

京都市職員共済組合貸付規程の一部を改正する規程を公布する。

平成 22 年 11 月 30 日

京都市職員共済組合

理事長 星川茂一

京都市職員共済組合規程第 4 号

京都市職員共済組合貸付規程の一部を改正する規程

京都市職員共済組合貸付規程の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 8 条の 2」を「第 15 条」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(貸付金の財源)

第 1 条の 2 貸付金の財源は、組合の長期経理からの借入金及び短期経理からの借入金(第 2 条第 4 項に規定する高額医療貸付及び同条第 5 項に規定する出産貸付の財源に限る。)をもって充てる。

第 2 条中「及び災害貸付」を「, 災害貸付, 高額医療貸付及び出産貸付」に改め、同条に次の 2 項を加える。

4 高額医療貸付は、組合員(任意継続組合員を含む。)及びその被扶養者が、高額療養費の支給の対象となる療養に係る支払いのために臨時に資金を必要とするときに行う。

5 出産貸付は、組合員(任意継続組合員を含む。以下本項において同じ。)が次の各号に掲げる事由により臨時に資金を必要とするときに行う。

(1) 法第 63 条第 1 項に規定する出産費(以下「出産費」という。)の支給の対象となる組合員の出産(妊娠 4 月以上(85 日以上をいう。以下同じ。))の異常分べん又は母体保護法(昭和 23 年法律第 156 号)に基づく妊娠 4 箇月以上の胎児の人工妊娠中絶をした場合を含む。次号において同じ。)

(2) 法第 63 条第 3 項に規定する家族出産費(以下「家族出産費」という。)の支給

の対象となる組合員の被扶養者の出産

第3条の見出しを「(借受資格)」に改め、同条第1項中「貸付金は」を「組合員(任意継続組合員を除く。)

は組合員資格を取得した日(前条第2項及び第3項に規定する住宅貸付及び災害貸付にあつては)」に、「の組合員に対し、貸し付けるものとする。」を「となった日)から貸付けを受けることができるものとする。ただし、任意継続組合員にあつては、任意継続組合員の資格を取得した日から高額医療貸付及び出産貸付を受けることができるものとする。」に、「, その者」を「, 住宅貸付又は災害貸付を受けようとする者」に改め、同条第3項中「同項中」を「第1項中」に改め、同条に次の1項を加える。

4 出産貸付を受けることができる者は、出産費又は家族出産費(以下「出産費等」という。)の支給を受ける見込があり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 出産予定日まで2月以内(多胎妊娠の場合は4月以内)の組合員又は出産予定日まで2月以内(多胎妊娠の場合は4月以内)の被扶養者を有する組合員

(2) 妊娠4月以上の組合員で当該組合員本人の出産について医療機関等に一時的な支払いが必要となった者又は妊娠4月以上の被扶養者を有する組合員で当該被扶養者の出産について医療機関等に一時的な支払いが必要となった者

第4条の見出しを「(貸付金の限度額)」に改め、同条第8項中「前各項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第11項とし、同項の前に次の2項を加える。

9 高額医療貸付 一の貸付事由ごとに法第57条第1項各号に掲げる医療機関若しくは薬局(以下「保険医療機関等」という。)に支払うべき金額又は支払った金額から、地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号)第23条の3の3の規定により同条第1項第1号イからへまでに掲げる金額から控除されることとなる金額に相当する金額を控除した額に100分の80を乗じて得た額。ただし、算出した

額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は貸し付けない。

## 10 出産貸付

- (1) 組合員の出産については、一の貸付事由(多胎出産の場合は、一産児べん出ごとに一の貸付事由)ごとに出産費に相当する額に 100 分の 80 を乗じて得た額
- (2) 被扶養者の出産については、前号の一の貸付事由ごとに家族出産費に相当する額に 100 分の 80 を乗じて得た額

第 4 条第 7 項中「前各項」を「第 2 項から前項まで」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「前各項」を「第 2 項から前項まで」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「第 1 項」を「第 2 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条中第 4 項を第 5 項とし、同条第 3 項中「第 1 項」を「第 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条中第 2 項を第 3 項とし、同条第 1 項中「貸付金」を「住宅貸付及び災害貸付 貸付金」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条同項の前に次の 1 項を加える。

貸付金の限度額は、貸付けの種類に応じ、次の各項に定める金額とする。

第 5 条第 3 号中「前条第 6 項」を「前条第 7 項」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (4) 高額医療貸付及び出産貸付に係る利息は付さないものとする。

第 8 条中「、住宅資金貸付保険」を「、住宅貸付及び災害貸付の貸付けに当たっては住宅資金貸付保険」に改める。

第 9 条中「、第 2 条」を「、第 2 条第 2 項又は第 3 項」に改める。

第 10 条第 1 項中「貸付金の償還」を「貸付金(第 2 条第 2 項又は第 3 項の規定による貸付金。以下この項から第 5 項まで同じ。)」に改め、同条に次の 1 項を加える。

6 高額療養貸付又は出産貸付に係る貸付金は、当該貸付けに係る高額療養費又は出産費等が支給されるときに、当該支給される額から控除して償還するものとする。  
この場合に、当該支給される額が当該償還額より少ないときは、その差額は理事長が別に指定する日までに償還するものとする。

第10条の2に次の1項を加える。

5 第2項から前項までの規定は、高額療養貸付及び出産貸付には適用しない。

第11条第1号中「喪失したとき。」を「喪失したとき(高額医療貸付及び組合員本人の出産に係る出産貸付を受けている組合員が組合員の資格を失ったときを除く。)」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

(行財政局人事部厚生課)